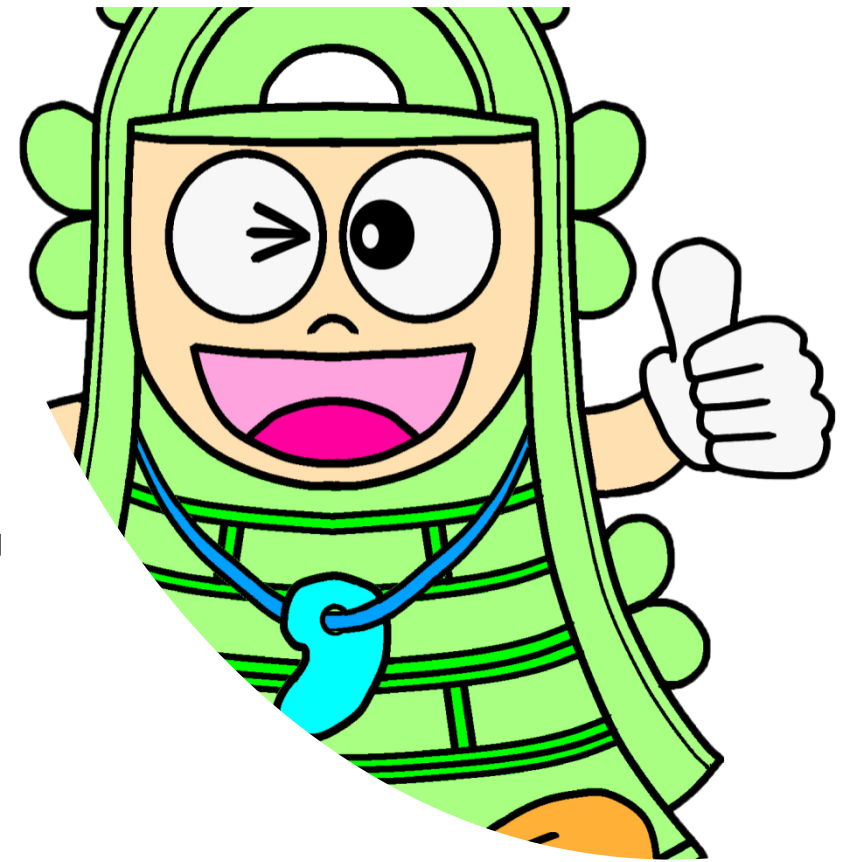


# 野洲市の高齢者等 移動支援について

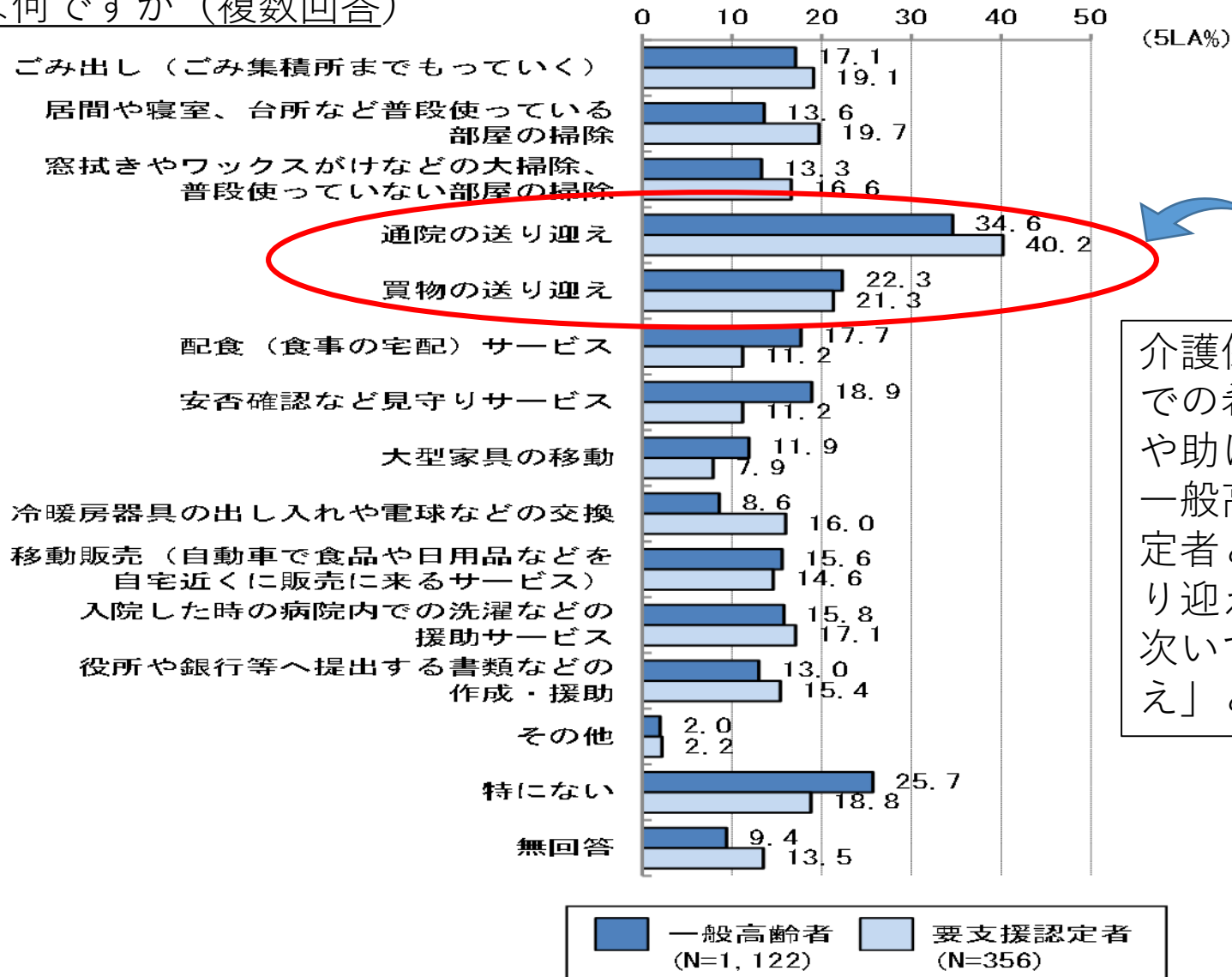


野洲市 健康福祉部  
高齢福祉課

# 1. 野洲市の現状

# 野洲市のニーズ調査結果

希望するサービス等は何ですか（複数回答）

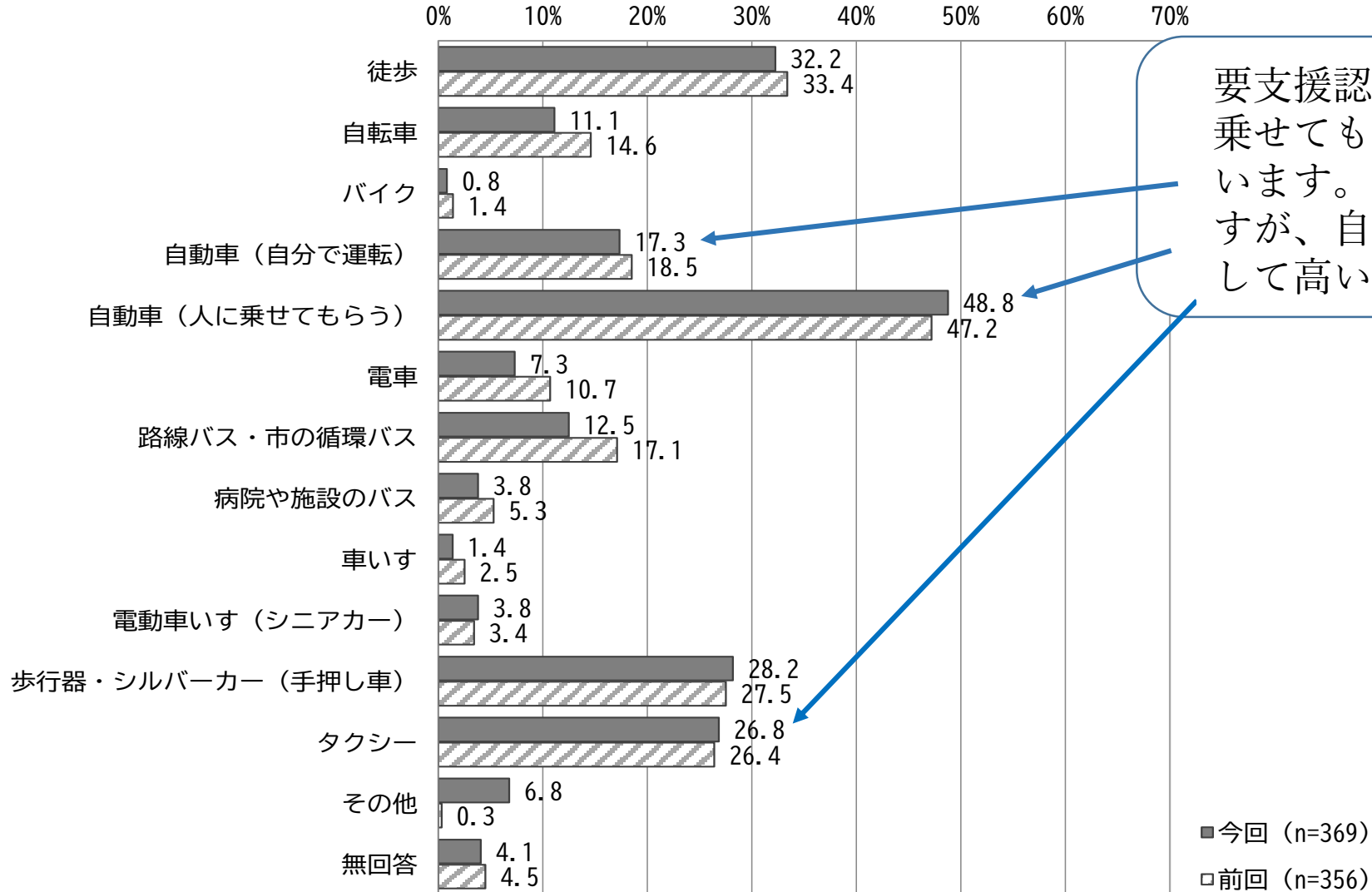


介護保険サービス以外での希望するサービスや助け合いについては、一般高齢者、要支援認定者ともに「通院の送り迎え」が最も多く、次いで「買物の送り迎え」となっています。

# 1. 野洲市の現状

# 野洲市のニーズ調査結果

【要支援認定者】外出する際の移動手段は何ですか（複数回答）



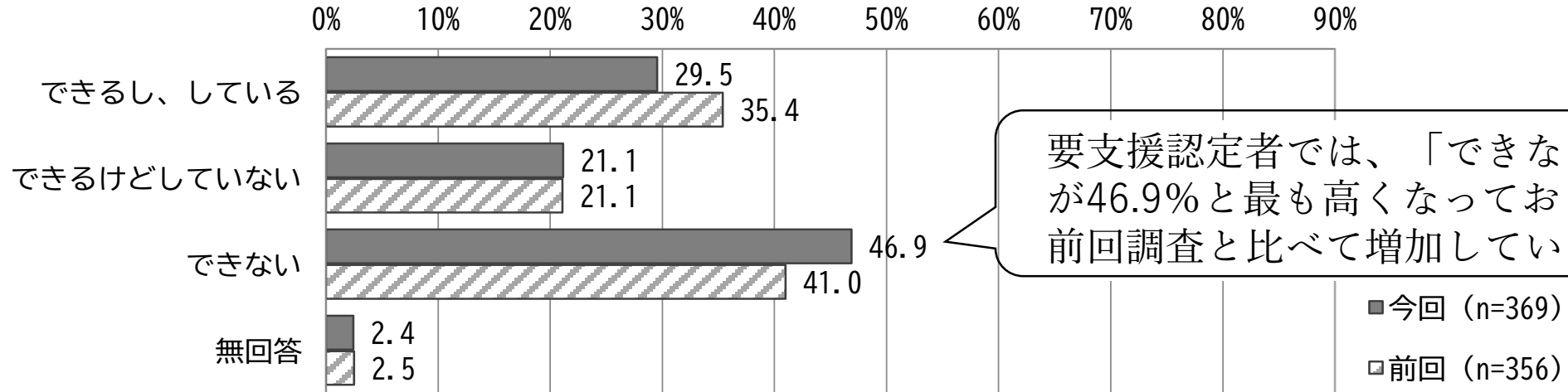
要支援認定者では、「自動車（人に乗せてもらう）」が最も高くなっています。運転する人の違いはありますが、自動車で移動する人が割合として高いです。

# 野洲市のニーズ調査結果

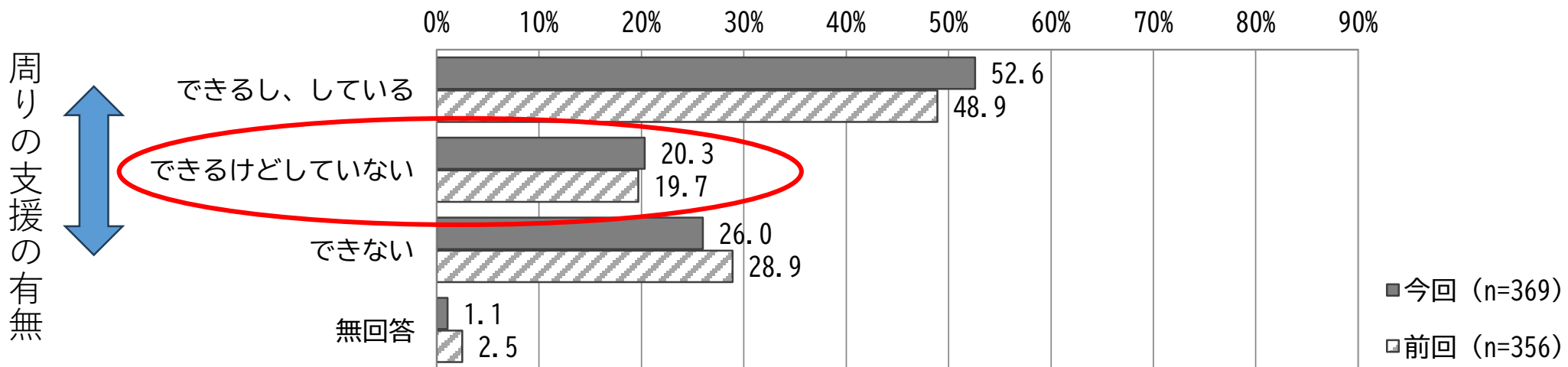
## 1. 野洲市の現状

### 【要支援認定者】

バスや電車を使って1人で外出していますか（自家用車でも可）



自分で食品・日用品の買い物をしていますか



# 1. 野洲市の現状

## 地域ケア会議を通して把握された地域課題について

野洲市では、高齢者に関する課題を解決するために「地域ケア会議」を行っています。

地域ケア会議は、ケアマネジャー、市職員、医療職、民生委員など多職種が参加し、高齢者の個別支援や、移動支援や集いの場の不足など地域の課題の集積と課題解決に向けた話し合いを行っています。

### 【高齢者の移動支援について】

現状・課題	検討結果・意見
買い物や通院等に出かける際、移動の手段がなく支障を来している高齢者が多いため、何らかの支援策を講じるべきである。	路線バス等が運行していない交通空白地帯をできるだけ解消し、高齢者等が日常の買い物や通院等に公共交通機関を利用しやすい環境づくりが必要ではないか。

### 【高齢者の日常生活を支援する体制の整備】

現状・課題	検討結果・意見
高齢者の増加にともない、介護職員の不足が拡大することが見込まれていることから、地域サロンの開催、見守り・安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除等の家事支援を含む日常生活上の支援が必要な高齢者が、安心して在宅での生活を継続できるよう、多様な担い手による新たな支援(サービス)を創出する必要がある。	多様な担い手による新たな支援(サービス)を創出するため、NPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等と情報交換などを行う場を設けるべきではないか。新たなサービスを働きかける仕組みが必要ではないか。

## 2. 高齢者福祉の高齢者移動支援

### 高齢者福祉タクシー運賃助成

#### 【概要】

タクシー利用に使える助成券（1枚500円、**1乗車に2枚まで利用可**）を交付。  
1カ月当たり約4枚を交付。（年間最大57枚）

#### 【対象者】

在宅生活をしている65歳以上の非課税世帯の高齢者で、障害高齢者の自立度がAランク（屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない）以上の人

助成券の利用率が低かったため、利用者アンケートを取り見直しを行った。1乗車1枚のみ利用（初乗り運賃助成）としていたため、利用者負担が大きく、利用を制限している利用者が多かったことに気づき、令和3年7月から1乗車に2枚までの利用に改めた。

### げんきカード交付

#### 【概要】

市内在住（住民登録有り）の65歳以上の高齢者にげんきカードを交付。  
げんきカードの提示により、公共施設（総合体育館やグラウンドゴルフ場など）の割引のほか、コミュニティバス「おのりやす」の乗車料金を半額免除することで利用を促進する。

65～69歳は黄色、70歳以上を桃色のカードとし、コミュニティバス「おのりやす」の乗車料金の半額免除は70歳以上の桃色カード提示としていたが、令和4年4月1日から65歳以上を桃色カードに統合し、半額免除対象者を拡大した。

## 2. 高齢者福祉の高齢者移動支援

### 通所型サービスCの送迎委託

自力で会場まで行ける人を対象としていたが、会場から離れたところに住む高齢者の参加が、家族による送迎がある人に限定され、利用者に不公平が生じていたため、令和4年4月から見直しを行った。

#### 【概要】

介護保険の総合事業である通所型サービスCの利用者のうち、自力で通所施設（甲原医院）へ行くことができない利用者の送迎を支援するために、市内のタクシー事業者を利用者乗り合いによる送迎を委託。

コミュニティバス「おのりやす」の利用料金に合わせ、利用者からは1乗車につき100円を負担してもらう。また、通所型サービスCの利用が短期集中型で3カ月となっており、3カ月後に地元自治会館で開催されるいきいき百歳体操につなげることも視野に入れ、乗降については原則自宅ではなく自治会館としている。

#### 【対象者】

介護保険の要支援1又は要支援2に認定された者又は総合事業対象者（チェックリスト該当者）のうち、短期集中的に運動によるリハビリを行うことで改善の見込みがある者。

### 3. その他の高齢者移動支援

#### 心身障害者（児）自動車燃料費及び福祉タクシー運賃助成

##### 【概要】

自動車燃料費（420円）・福祉タクシー運賃（500円）助成券を交付。  
申請月から1カ月当たり約3枚を交付。（年間最大36枚、ただし人工透析療法を受けている場合は倍）

##### 【対象者】

市内に住所を有し、身障手帳1級又は2級か、療育手帳重度又は最重度か、精神障害者手帳1級。

#### 福祉有償運送運営協議会

令和5年9月25日に1団体の登録更新と変更申請について協議をするために開催した。

##### 【概要】

福祉有償運送を行う団体の登録や更新等に伴い、地域の交通事業者や市民団体の代表者等により構成される福祉有償運送運営協議会において、登録の可否や運送の対価や更新等について協議を行う。

##### 【登録団体】

- ・NPO法人またあした（守山市）… 野洲市登録者数 10名
- ・NPO法人アザレア（草津市）… 野洲市登録者数 2名



## 4. 求められる移動支援

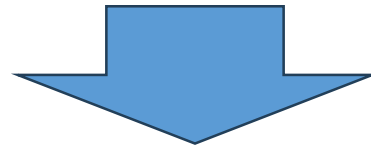
### 交通（移動）

派生需要：ある**目的を果たす**ために移動する。

（移動することが目的：散歩、サイクリング、ドライブ等）

多くの高齢者（リタイアした人）は、

**行わなくてはいけない目的、行かなくてはいけない場所**といった制約が非常に少なくなる。

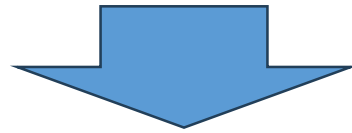


**楽しい、面白い、やりがいがあるなどといった目的や場所が必要となる。**

外出したくなるような付加価値（行先）を付けた移動支援モデルの創出へ。

## 4. 求められる移動支援

- ・（外出困難な人にとって）訪問医療や訪問介護や食料品の宅配サービスが充実するだけではいけない。
- ・自由に外出し、人と交わること自体に意義がある。



(外出施策の)最終的な目的は「健康」。

- ・外出のきっかけを作ることは一見福祉に見えるが交通の利用促進、乗客増加、経営効率化につながる。
- ・ひきこもっている人が「自家用有償運送」をきっかけに外出するようになり、さらに元気になって自らバスに乗るようになる。そういったケーススタディをいくつかやってみる。

# 実証実験について

## (目的)

介護事業所の業務負担軽減と効率化＋移動に困っている高齢者の支援

## (方法)

### ①「ゴイッショ」通所介護施設共同送迎サービス

4事業所の通所介護施設の送迎（朝夕）を共同化する。

### ②「つれだし隊」高齢者移動支援モデル事業

①の共同送迎で昼間の時間帯は遊休車両が発生するため、それを用いて移動支援（買い物ツアーやイベントへのつれだし）をおこなう。

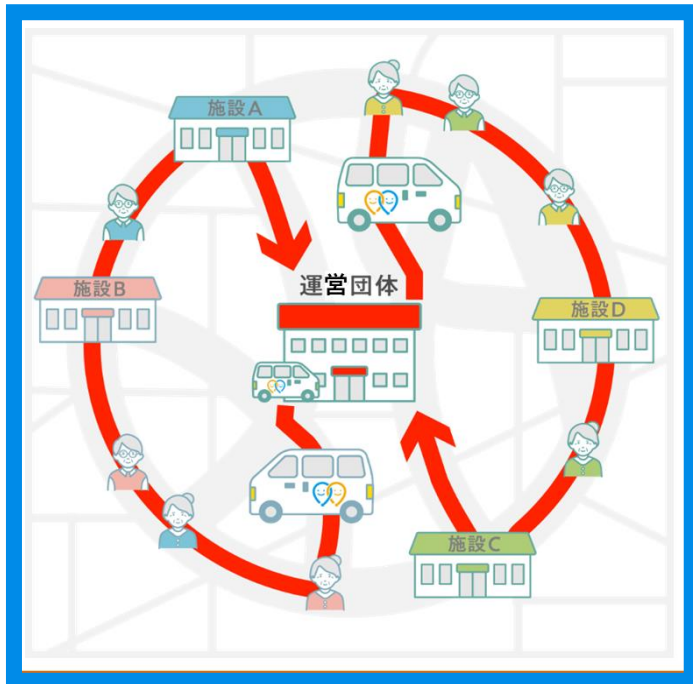
**(期間) 9月20日（水）から11月11日（土）まで**

# 高齢者の移動支援モデル事業

## 共同送迎事業の発展

～共同送迎を移動のプラットフォームに～  
介護送迎のアセットをフル活用し、地域の移動課題の解決を目指す

7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	
共同送迎 (迎え)			介護送迎を行わない時間帯						共同送迎 (送り)			



買い物ツアー  
期間中4回

イベントへの  
つれだし  
サポート  
(検討中)



## 5. 野洲市通所介護施設共同送迎・高齢者移動支援モデル事業

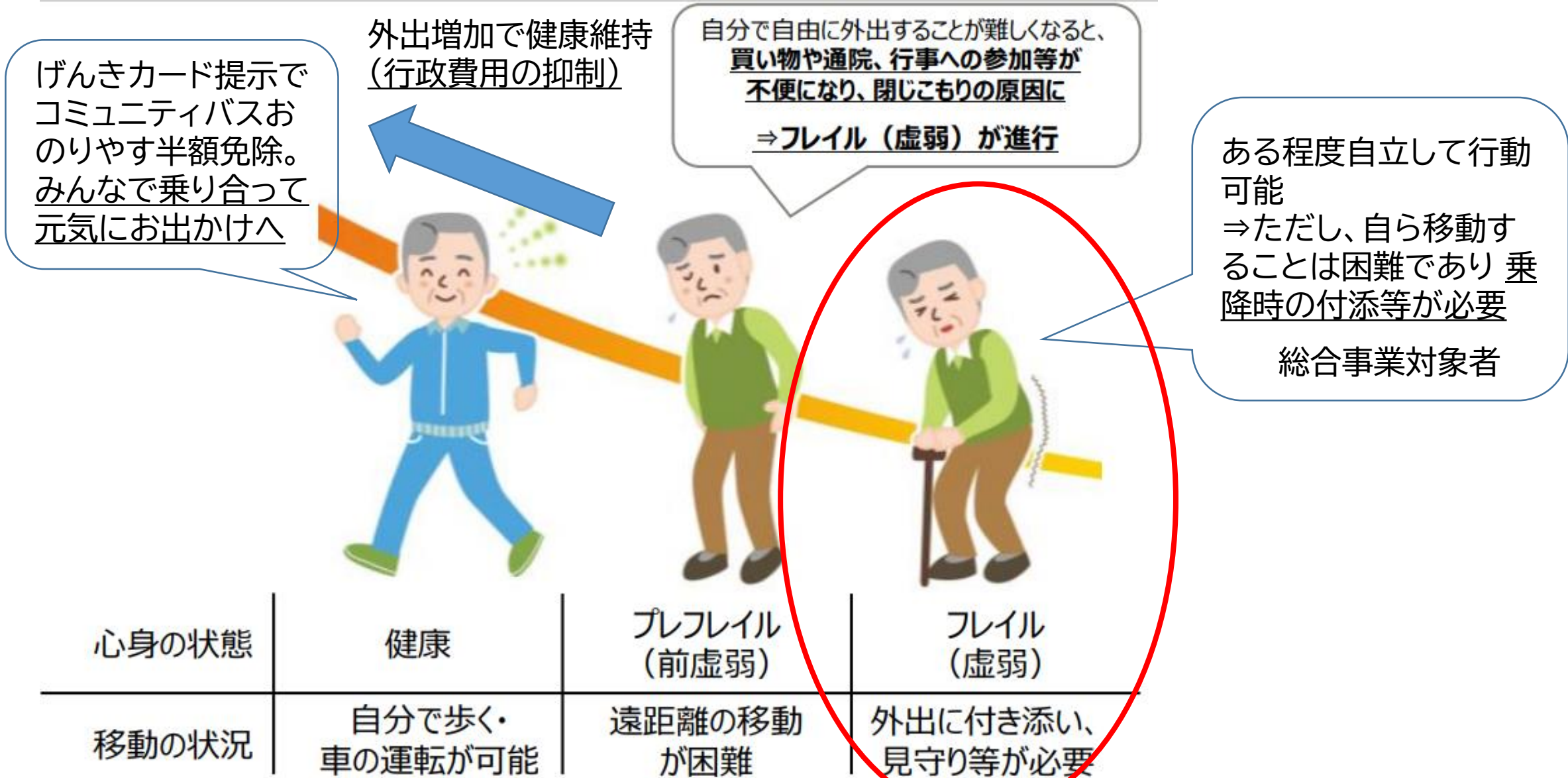
### 【通所介護施設共同送迎】

- ・共同送迎事業は、介護保険による介護事業所の送迎報酬を原資に通所介護施設が運営団体に委託することになるため、利用者負担は発生しない。
- ・介護事業所の職員が担っていた送迎業務を切り離し送迎することから、タクシー事業者やバス事業者の業務に影響はない。

### 【高齢者移動支援モデル事業「つれだし隊」】

- ・運営団体の高齢者移動支援の取り組みを「つれだし隊」と称している。
- ・コンセプトは、外出の機会が無く、ひきこもりがちな高齢者をつれだし、生きがいの創出や、介護予防へとつなげることである。
- ・つれ出すことができた高齢者が、外出に抵抗なく、バスやタクシー等を使って元気に外出していく姿が多く見られるような仕組みを創っていきたい。
- ・そのため、移動支援は送迎のみではなく、生活支援と一体的に行う。
- ・今年度は買い物支援から始め、送迎と買い物の付き添い・見守りや荷物運びのお手伝いを必要に応じて行う一体的な支援を試行する。
- ・利用者からの運送に対する利用料はもらわない。
- ・公共交通機関は利用する意思のある人しか利用しないので、ひきこもりがちな高齢者の外出のきっかけづくりは、タクシー事業者やバス事業者の業務に影響はない。

# 5. 野洲市通所介護施設共同送迎・高齢者移動支援モデル事業





# 総合事業で補助できる経費は、何がある？

		類型①	類型②	類型③	類型④	類型⑤
		通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援	通所型サービス・通いの場の運営主体と別の主体による送迎	通所型サービス・通いの場の運営主体と同一の主体による送迎	生活援助等と一体的に提供される送迎	通院・買い物等をする場合における、一般介護予防事業による送迎
直接経費	奨励金 <sup>1</sup>	○ <sup>2</sup>	○ <sup>3</sup>	○	○	×
	ガソリン代等実費	×	○	○	○	○
	自動車保険 <sup>4</sup> の保険料	×	○	○	○	○
	活動用の保険 <sup>5</sup> の保険料	○	○	○	○	○
	車両維持・購入費	×	○	○	○	○
間接経費	コーディネーター人件費	○	○	○	○	○
	家賃・通信費等	○	○	○	○	○

・ 日常品の買物等をする場合の送迎前後の付添支援  
 ・ 訪問型サービスBでの買い物同行

※ 類型については、第二部で解説

- 1 地域支援事業実施要綱(P.10)『補助(助成)の方法で事業を実施する場合について、…(中略)…住民主体の多様なサービスの展開のため、ボランティア活動に対する奨励金(謝礼金)を補助の対象とすることも可能である。』
- 2 道路運送法の許可・登録の有無によらず、送迎前後の付き添い支援を対象とした奨励金のみ可。
- 3 道路運送法の許可・登録を受けている場合は、送迎前後の付き添い支援のみでなくボランティア運転者の送迎を対象とした奨励金を補助することが可能。
- 4 「団体が所有する車両の自動車保険」、および「マイカー等を使用する移動支援ボランティアの活動中の自動車事故を対象とした自動車保険」
- 5 ここでは、自動車に乗車していない乗降前後の付き添い支援の際の事故などを対象とする保険をイメージ。「移送に関する直接経費」には該当しないため、いずれの類型においても補助対象経費となる。

道路運送法上の許可・登録を要しない運送の場合  
(参考) 利用者から受け取れるお金 & ボランティアに渡せるお金の関係

